

タダノグループ コンプライアンス規程（行動規範の記載のみ抜粋）

株式会社タダノ

（行動規範）

第 3 条 タダノグループの役員・社員は、業務遂行にあたり、以下の規範に従って行動しなければならない。

（1）利益相反行為の禁止

役員・社員は、正当な理由なく、タダノグループと競合する事業に関与したり、個人や第三者の利益のためにタダノグループの利益と対立する行為（利益相反行為）や対立するような外観を有する行為、又は対立するおそれのある行為をしてはならない。

（2）公正な取引及び競争

① 役員・社員は、談合、カルテル行為、公正かつ自由な競争を阻害する行為、自由な競争の制限につながる会合等への参加、並びに情報交換及び疑惑を招くような行為をしてはならず、独占禁止法その他の関係国の競争法を遵守し、公正な取引を行う。

② 役員・社員は、宣伝又は広告その他の事業活動において、製品及びサービスの品質、性能、仕様等について事実と異なる、又はお客さまに誤解を生じさせるおそれのある表示及び表現を行ってはならない。

（3）汚職の防止

① 役員・社員は、国内外を問わず、公務員や公職の候補者に対して、事業上の不正な利益を得ることを目的として金銭の支払、接待その他のあらゆる利益の供与（第三者を経由する場合を含む。）をしてはならない。また、役員・社員は取引先である販売代理店やコンサルタント会社においてこのような不適切な利益供与が行われないよう、その防止に努める。

② 役員・社員は、取引先との接待、贈答品の授受に関して、関係国の健全な商習慣や社会通念に照らして、過剰な行為その他不適切な行為をしてはならない。

（4）輸出入規制の遵守

役員・社員は、製品、技術、サービス等の輸出入取引に関して、関係国の適用法令等を遵守し、監督官庁への報告その他の必要な手続を行う。

（5）製品の安全性の確保

役員・社員は、関係国の適用法令等を遵守した安全な製品及びサービスをお客さまに提供し、万一製品やサービスに問題が生じた場合には、迅速な対処に努める。

（6）環境規制の遵守及び環境保全

役員・社員は、関係国の環境規制の遵守を徹底し、すべての事業プロセスにおいて省資源、リサイクル、環境汚染防止等を通じて、環境への負荷低減に努める。

(7) 人権の尊重

役員・社員は、個人の基本的な人権を尊重し、国籍、人種、宗教、信条、年齢、性別、性的指向、障害の有無等による差別、個人の尊厳を損なう行為、及びいかなるハラスメントも行ってはならない。また、役員・社員は、サプライチェーンにおいて奴隷労働や人身取引が行われないよう、取引先とともに防止に努める。

(8) 政治活動に関する規制遵守

役員・社員は、政治資金、寄付、選挙、政治活動に関して、関係国の適用法令等を遵守し、タダノグループからの寄付行為にあたっては、その必要性及び妥当性を十分に考慮する。

(9) プライバシーの保護

役員・社員は、個人のプライバシーの保護に努め、個人情報の取扱いに関する関係国の適用法令等を遵守する。

(10) 機密情報の管理

① 役員・社員は、タダノグループが保有し、又は第三者から開示を受けた営業秘密その他の機密情報を社内のルールに従って適切に管理し、その秘密を守る。

② 役員・社員は、職務や取引に関連して知り得たタダノグループ及び他社の未公開情報を利用して、株式その他の有価証券の売買、第三者への利益提供又は便宜供与を行ってはならない。

(11) 適切な情報開示

役員・社員は、タダノグループが、お客さま、株主、取引先、社員その他すべてのステークホルダーに対し、会社の経営内容や事業活動状況等の企業情報を適時かつ適切に開示するために、企業情報の開示に関する適用法令等を遵守する。

(12) 会社資産の不正利用の禁止

役員・社員は、タダノグループが保有する設備、備品、資金、情報その他の資産を業務遂行以外の目的に使用せず、資産の紛失、漏洩、盗難又は不正利用を招かないよう管理する。

(13) 反社会的行為への関与禁止

役員・社員は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力、団体に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を持つてはならない。役員・社員は、資金洗浄(マネーロンダリング)に協力してはならず、また、意図せず資金洗浄に利用されることがないように注意を払う。

(14) 労働法令の遵守

役員・社員は、労働基準法その他の労働条件や労働環境に関する適用法令等を遵守する。

(15) 役員・社員の安全と健康の維持・増進

役員・社員は、安全で快適な労働環境を実現し、労働災害の防止に努めるとともに、労働環境の改善を通じて就業者の健康の維持・増進に努める。

(16) 知的財産権の尊重

役員・社員は、特許権その他の知的財産権がタダノグループの重要な資産であることを認識し、その保全に努めるとともに、他社の知的財産権を尊重し、それを侵害しないように適切な措置を講じる。

(17) 公正な調達活動

役員・社員は、部品、資材その他の調達活動において、取引先の選定を公正に行い、取引先のコンプライアンス体制の整備状況に留意する。また、役員・社員は、取引先に対する優越的な地位を濫用して支払の遅延その他の不公正な取引を行ってはならない。

(18) 適正な会計処理・税務申告

役員・社員は、タダノグループの会計処理を適用法令、社内のルール及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に従って適正に行わなければならない。また、タダノグループの税務申告を適用法令等に従って適正に行わなければならない。

以上